

中小企業政策審議会運営規程 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

○中小企業政策審議会運営規程 (平成13年1月19日中小企業政策審議会決定)

改 正 後	現 行
<p>第一条～第十四条 (略)</p> <p>(ワーキンググループの設置)</p> <p><u>第十五条 分科会長 (部会に置かれるワーキンググループにあっては部会長、小委員会に置かれるワーキンググループにあっては小委員長。次項及び第三項において同じ。)</u> は、<u>ワーキンググループを置くことができる。</u></p> <p><u>2 ワーキンググループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。</u></p> <p><u>3 ワーキンググループに座長を置き、分科会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員がこれにあたる。</u></p> <p><u>4 座長は、当該ワーキンググループの事務を掌理する。</u></p> <p><u>5 座長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員又は臨時委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u></p> <p>(ワーキンググループへの準用)</p> <p><u>第十六条 第一条から第五条までの規定は、ワーキンググループに準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「ワーキンググループ」、「会長」とあるのは「座長」、第一条第二項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員」とあるのは「ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第一項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員」、第二条第二項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「ワーキンググループに属さない臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第十七条 (同右)</p> <p>第十八条 (同右)</p>	<p>第一条～第十四条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第十五条 会長は、この運営規程を改正しようとするときは、審議会に出席した委員の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第十六条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p>

